

◎令和元年 8 月 農業委員会 議事録

開 催 日 時 令和元年 8 月 1 3 日 (火) 午前 9 時 3 0 分

開 催 場 所 嘉島町役場 3 階 中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 本田博士
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美
森下文夫 榮 恵 林田 篤 友田 廣
高木勝美

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第 9 号 農地法第 1 8 条の合意解約について
- 2) 報告第 1 0 号 農地法第 3 条の届出について
- 3) 報告第 1 1 号 農地法第 5 条の届出について
- 4) 議案第 1 6 号 農地法第 5 条の許可申請について
- 5) 議案第 1 7 号 農地法第 6 条の承認申請について
- 6) 議案第 1 8 号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) 議案第 1 9 号 秋の農作業基準賃金の設定について
- 8) その他

5 閉 会

○報告第 9 号 農地法第 1 8 条の合意解約について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知が1件あって
おります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第9号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。
賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下
六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。物件の
表示、大字下六嘉字中市地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地
目、田。面積は460㎡。契約の内容は、平成28年11月1日か
ら令和8年10月31日までの10年契約。事由の詳細は、合意解
約。解約の合意が成立した日は、令和元年7月21日。土地の引き
渡しの時期は、令和元年7月22日。
以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報
告のみで終わらせていただきます。

○報告第10号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による
届出が3件あっております。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第10号を1枚めくっていただきまして、番号1。通
知者。所有者。嘉島町井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島
町井寺〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字井寺字弥四郎地番
〇〇〇。地目、畑。面積1,272㎡。同じく大字井寺字野園地番
〇〇〇〇。地目、畑。面積780㎡。同じく大字井寺字野園地番〇
〇〇〇。地目、畑。面積69㎡。同じく大字井寺字向平地番〇〇〇
〇-〇。地目、田。面積586㎡。同じく大字井寺字向平地番〇〇
〇〇-〇。地目、田。面積894㎡。同じく大字井寺字中清水地番
〇〇〇〇。地目、田。面積2,807㎡。同じく大字井寺字古閑鶴
地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積737㎡。同じく大字井寺字古
閑鶴地番〇〇〇〇。地目、田。面積482㎡の合計7,627㎡。
権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した
日は令和元年6月21日。届出日は令和元年6月10日。あっせん
等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町下

六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字尾ノ上地番〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積482㎡。同じく大字下六嘉字尾ノ上地番〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積538㎡。同じく大字下六嘉字尾ノ上〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積459㎡。同じく大字下六嘉字辻り石地番〇〇ー〇。地目、田。面積1,989㎡。同じく大字下六嘉字御供田地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,049㎡。同じく大字下六嘉字近竹地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,980㎡。同じく大字下六嘉字平柳地番〇〇〇ー〇。地目、田。面積2,564㎡。大字上六嘉字今町地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,011㎡。同じく大字上六嘉字堀口地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,274㎡。大字鯰字惣水町地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,066㎡。合計18,412㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年5月31日。届出日は令和元年7月31日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号3。通知者。所有者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町鯰〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字上島字西塘添地番〇〇〇〇ー〇。地目、田。面積668㎡。大字鯰字久保地番〇〇〇〇ー〇。地目、畑。面積575㎡。大字上仲間字皆本地番〇〇〇ー〇。地目、田。面積942㎡。大字上仲間字上川原地番〇〇〇ー〇。地目、田。面積988㎡。合計3,173㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年7月23日。届出日は令和元年8月5日。あっせん等の希望はありません。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第11号 農地法第5条の規定による届出について

議 長 　続きまして報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による届出が1件あっております。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　はい。報告第11号の冊子を1枚お開きください。番号1。申請人。賃貸人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。熊本市東区長嶺西〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件。

大字上島字芝原〇〇〇〇番地の〇。地目は田。台帳面積346㎡。大字上島字芝原地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積652㎡。合計998㎡でございます。申請理由については店舗。施設の概要については自動車販売業です。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。イオンモール熊本の北側、ケーズデンキの西側の申請地と示しているところです。1枚めくっていただきまして、字図を添付しております。

報告第11号についての説明は以上でございます。

議長 　ただ今、説明がありました案件は市街化区域の農地転用でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第16号 農地法第5条の許可申請について

議長 　続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい。議案第16号の冊子をお開きください。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。申請物件は大字上島字北屋敷地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、宅地。面積33㎡。申請理由は敷地拡張。施設の概要は既存建物敷地。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書はあります。資金証明書は不要。開発許可は不要。地元委員は〇〇〇〇〇です。1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島中学校から西に400m程の申請地と示しているところになります。続いて、1枚めくっていただきまして字図を添付しております。申請地と示しております〇〇〇〇-〇と他〇筆の登記地目は宅地で、その南側の細い部分のみが農地となります。次に、配置図兼排水計画図を添付しております。雨水は地下浸透で処理されます。次に、始末書を添付しております。

番号1についての説明は以上です。

議長 　次に地元委員であります、〇から報告いたします。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にある

ため、農地区分としては第2種農地になると思われます。

南側に農地がありますが、申請地との堺には擁壁があり営農上の支障はないと思われます。また東側に農地の広がりがありますが、道路を隔てているため営農上の支障はありません。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、嘉島町役場からおおむね500m以内の区域内にある第2種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、住宅の敷地拡張として利用する計画です。また、申請地は住宅の庭の一部として利用されていたため、始末書が提出されています。

なお、本申請は名義変更のためにされたもので、土地の工事等される予定はないとのことです。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第17号 農地法第6条の許可申請について

議長 続きまして、議案第17号農地法第6条の規定による承認申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第17号を1枚めくっていただきまして、農地所有特報税は毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することとなっております。

熊本市東区下江津〇丁目〇ー〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事業年度終了が4月末日であるため、今回報告書が提出されたところです。農地法施行規則第59条で定められている、法人の名称、事業所所在地、経営面積、事業の種類及び売上高、法人構成員の氏名及び議決権、法人構成員の農業従事状況等、報告すべき項目は全て記載されております。

報告書には法人の定款等を添付しなければならない旨の規定が同規則第58条第2項にありますが、こちらも全て添付されております。

農地法第2条第3項で、農地所有適格法人の要件が定められております。法人要件につきましては、株式の譲渡制限のある株式会社であるため問題はありません。次に、事業要件は報告書を見ますと農業による売上高が全体の過半を占めておらず、「主たる事業が農業である」と認めることができません。次に構成員要件及び業務執行役員要件ですが、構成員は全て農地の提供者及び「農業」常時従事者であり、業務執行役員についても、過半の者が「農作業」に常時従事しているとのことであり、問題ないと判断します。

総合的に判断しますと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件のうち、『事業要件』を満たしていないため、農地所有適格法人として認めることが出来ません。農地法第6条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告することが出来ますので、添付しております勧告書を送付するかどうかご審議願います。

以上です。

議長 はい。ただ今、事務局の説明が終わりましたが何かございませんか。

〇〇委員 すみません。これって、要件が満たされていないから外しますよということですか。

事務局 そうですね。

議長 収入は農業以外が多いから。だから、農業法人としてクリアしない。

〇〇委員 法人としての条件を満たしていないのだろう。そこが、もともとはリース会社なのですよ。観葉植物とかの。江津に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ってあるでしょう。あれですよ。

事務局長 あそことですね、合併したのですよ。合併することによって、こちらの収入が大きくなって主たる農業の取得が半分を割ったという実情なのですよ。今、備考で説明したようにですね、勧告することができるとなっているのですよ。ということは、この農業委員会にお諮りしてですね、ここで勧告するしないというのを承認していただいて、勧告するとなれば事務局の方から勧告書を送るというような処置をする予定ですけども、同法の参考に農業委員会は前項の規定で勧告をした場合において、その勧告を受けた法人からその所有する農地等について所有権の譲り渡しをする旨の申し出があったときは、これが土地の所有権の譲り渡しのあっせんに努めなければならないとなっております。これを勧告して、もしこの業者さんが規模縮小や廃業されたときに嘉島町にもハウスをもっておられます。規模縮小でここを譲り渡したいと農業委員会に申し出があった場合には、それをあっせんに努めなければならないという形になっております。

〇〇委員 もともとは嘉島町に土地の目的で作った会社じゃないの。

議長 事業的にはしているのですよ。

事務局長 観葉植物の栽培はしているのですよ。まあ、勧告書を送ってもやめなさいとか、規模を縮小しなさいとかいうものではないのですね。そのまま営業は続けていかれると思います。

〇〇委員 継続的にあっせんしていくという感じですか。

事務局長 まあ、努めなければならないとなっておりますからね、しなければならないではなくて。そういう申し出があった場合ですね。あんまりないとは思うのですよね。おそらく、そのまま営業はされると思い

ます。

議 長 農業法人として最初の目的が違うのですね。法的には、農業委員会として勧告を出してどうしなさいという強制力はないですね。

〇〇委員 これって、今法人化だからこうなっているのですけれど、この人が個人で借りますよという場合は、何の問題もないということでしょう。会社で借りておくから。

議 長 農業法人だから。

〇〇委員 農業法人だから問題あるのですか。

事務局長 農業法人というのは主たる農業の収入が過半数以上いかないとダメなのです。それで、今回の決算報告で下回ったので要件を満たさないということで、農業委員会で勧告することができるとなっておりますので。

議 長 あくまでも農業にもう少し力を入れなさいよということです。一応、今の話でいかがですか。勧告ということで出して。それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第18号 農用地利用集積計画承認申請について

議 長 続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が3件っております。

このうち〇〇委員の案件がございますので、こちらから審議いたします。

それでは〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、まず5ページをお開けいただきたいと思います。5ペ

ージの印刷の写りが悪くてですね、別紙で皆様方にA4でお配りしておりますけれども、それを見て5ページの説明をしたいと思いますが、よろしいですか。

委員 はい。(委員一同)

事務局長 それでは、所有権移転になります。〇〇委員の案件の説明をいたします。所有権の移転を受けるもの。〇〇〇〇。所有権の移転をするもの。〇〇〇〇〇〇〇。次に所在地および地番・地目・面積・利用目的・反当りの単価・対価の順に説明をいたします。上島字壺町田〇〇番。田の1, 997㎡。外〇筆の合計面積5, 061㎡。水田。反当りの単価はすべて1, 224, 000円です。対価の合計は6, 194, 664円です。

以上で、〇〇委員の案件を終わります。

議長 ただ今詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、承認されましたので報告します。

〇〇委員 どうもありがとうございました。

議長 それでは、残りの案件について事務局の説明をお願いします。

事務局長 はい。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条

第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が3件の6, 278㎡です。

それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思ます。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の面積・合計・備考の順に説明をいたします。

まず、使用貸借権の設定、2年。〇〇〇〇。3, 378㎡。畑の216㎡。3, 593㎡。新規でございます。同じく、使用貸借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇。田の1, 001㎡。所有権の移転。〇〇〇〇。79, 974㎡。田の5, 061㎡。85, 035㎡です。

次に3ページをお願いいたします。個別に説明をいたします。利用権設定者・登録区分・所在地・地目・面積・利用内容・期間・相当りの小作料の順に説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。新規。下六嘉字大門ノ下〇〇〇〇ー〇番地。畑。216㎡。野菜。2年。使用貸借権の設定でございます。

次、4ページをお開けいただきたいと思ます。利用権の設定です。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。上仲間字迎古川〇〇〇〇番地。田の1, 001㎡。水田。10年。使用貸借権の設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第18号の説明を終わります。

議 長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　　はい。(委員一同)

議 長 　　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第19号 秋の農作業基準賃金の設定について

議 長 続きますして、議案第19号令和元年度秋の農作業基準賃金の設定について審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。議案第19号を1枚めくっていただきまして、それでは説明します。農業者への情報提供ということで、農作業賃金情報をお諮りしておりますが、今月は令和元年度秋の農作業基準賃金についてご審議いただきます。

令和元年度の秋の農作業基準賃金につきましては、空欄にしております。

参考に30年度の秋の農作業基準賃金を載せておりますので、昨年と比較して変更した方が良い作業賃金があればご意見をいただきたいと思えます。これは個人間での作業委託料の目安となります。

ちなみに昨年は麦の除草剤散布の賃金が10a当たり1,000円から1,500円に上がっております。よろしくご検討のほどをお願いします。

議 長 ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 脱粒機とか使われていますか。

議 長 使う使わんではなくて、一応農協にもあるから。農協の貸し出しで。個人のはあんまりないと思うけれど。

〇〇委員 いつも、毎年思っていたからですよ。

議 長 モミ乾燥は個人でしているところもありますので。

〇〇委員 多くは、よそに持って行かれていますよね。

議 長 上島も個人でしているところがある。

〇〇委員 ああ、そうですか。

議 長 一応、基準値というか、これが基礎になるからですね。基本いかがですか、30年度の基準賃金と元年は変えたいなあというところ。

全部そのままでもいいですか。

委員 はい。(委員一同)

議長 はい。わかりました。令和元年度も30年作同様に金額をしたい
と思います。

それでは、本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かござい
ませんかでしょうか。

なければ事務局から何かございますか。

事務局 はい。来月の総会後に農地パトロールを開催します。

議長 来月は。

事務局 10日の火曜日に。

議長 来月の10日の火曜の9時半で。総会終了後、六嘉と大島地区に
分かれて農地パトロールを行います。各集落の遊休農地とか耕作放
棄地とか新しいところなんかを大体調べといてもらうと、その時一
緒に回って調査というかね。よろしく願いいたします。

それでは、本日の農業委員会はこれをもちまして閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和元年8月13日

会長 下田 司

委員 友田 廣

委員 岩永 俊夫